

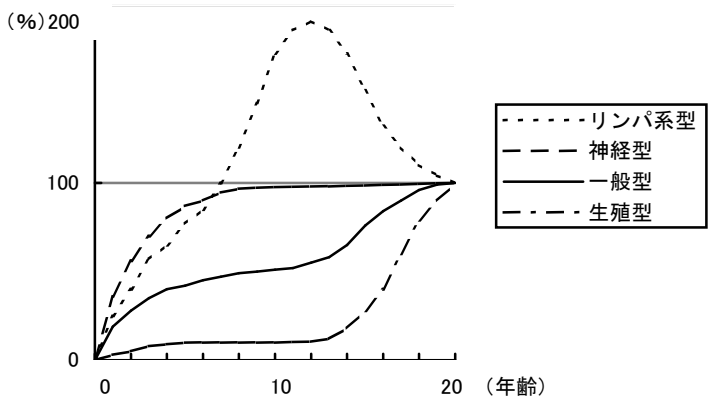
5	<p><b>保育所保育指針 第3章 1 子どもの健康支援</b></p> <p><b>(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握【抜粋】</b></p> <p>ア 子どもの（ A ）に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、（ B ）的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。</p> <p>イ （ C ）からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、（ C ）に連絡するとともに、（ D ）と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その（ E ）を生かした対応を図ること。</p>	□□□
---	---	-----

《第2節 健康の概念と健康指標》

1	<p><b>世界保健機関（WHO）憲章前文による健康の定義</b></p> <p>① 官報訳</p> <p>健康とは、完全な肉体的、（ A ）的及び社会的（ B ）状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。</p> <p>② 公益社団法人日本WHO協会訳</p> <p>健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、（ A ）的にも、そして社会的にも、すべてが（ C ）状態にあることをいいます。</p>	□□□
2	<p><b>人口動態統計（厚生労働省）による母子に関する主な指標</b></p> <p>（ A ）率：人口1,000人当たりの年間出生数</p> <p>（ B ）率：その年次の（ C ）歳から（ D ）歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数（おおむね2.1程度を下回ると人口が減少するといわれている。）</p> <p>死亡率：人口1,000人当たりの年間死亡数</p> <p>乳児死亡率：年間出生数1,000当たりの乳児の死亡数</p> <p>新生児死亡率：年間出生数1,000当たりの新生児の死亡数</p> <p>死産率：年間出産数（出生数＋死産数）1,000当たりの年間死産数</p> <p>周産期死亡率：年間出産数1,000当たりの周産期死亡数</p> <p>* 「死産」＝妊娠満（ E ）週以後の死児の出生  「周産期死亡」＝妊娠満（ F ）週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの</p>	□□□

## 第2章 子どもの発育・発達と保健

### 《第1節 身体発育と保健》

1	<p>一般的に、身体が形態的に大きくなることを（ A ）といい、精神面および運動面での機能的成熟のことを（ B ）という。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	<p>スカモン（Scammon, R. E.）の器官別発育曲線</p>  <p>リンパ節や扁桃<sup>へんとう</sup>など、免疫系に関わる器官の発育を示す（ A ）型は、生後から急速に増加し、10～12歳頃に最大値を示す。          脳、脊髄、視覚器などの発育を示す（ B ）型は、乳幼児期に急速な増加を示す。          呼吸器、心臓・血管、骨、筋肉などの臓器の発育を示す（ C ）型は、生後から成人まで緩やかなS字カーブを描いて増加する。          生殖器の発育を示す（ D ）型は、思春期以降に急速な増加を示す。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	<p>発育・発達には（ A ）性があり、原則として、ある段階から次の段階に飛躍することはない。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	<p>発育・発達には（ A ）性があり、遺伝的に規定された一定の順序で進む。例えば、運動機能の発達は、「首のすわり→寝返り→おすわり→（ B ）→つかまり立ち→ひとり歩き」の順で進む。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

6	<p>ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオの4種混合（DPT-IPV）、ジフテリア・破傷風の2種混合（DT）ワクチンの接種対象者</p> <p><b>DPT-IPVワクチン</b></p> <p><b>1期初回（（ A ）回）</b></p> <p>生後3か月から生後90か月に至るまでの間にある者</p> <p>【標準的な接種期間：生後3か月に達した時から生後（ B ）か月に達するまでの期間】</p> <p>（20日以上、標準的には20～56日までの間隔を置いて（ A ）回接種する。）</p> <p><b>1期追加（1回）</b></p> <p>生後3か月から生後90か月に至るまでの間にある者</p> <p>【標準的な接種期間：初回接種終了後12か月に達した時から18か月に達するまでの期間】</p> <p>（1期初回接種終了後、（ C ）か月以上、標準的には12～18か月までの間隔を置く。）</p>	□ □ □
	<p><b>DTワクチン</b></p> <p><b>2期（1回）</b>：11歳以上13歳未満の者</p> <p>【標準的な接種期間：11歳に達した時から12歳に達するまでの期間】</p>	
7	<p>麻しん・風しん混合ワクチン（MR混合ワクチン）の接種対象者</p> <p><b>1期（1回）</b></p> <p>生後（ A ）か月から生後（ B ）か月に至るまでの間にある者</p> <p><b>2期（1回）</b></p> <p>（ C ）歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者</p> <p><b>5期（1回）</b></p> <p>昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性（風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く）</p> <p>* 3期（中学1年生）と4期（高校3年生）は、平成20～24年の5年間の時限措置（終了）。</p> <p>* 5期は、令和7年3月31日までの時限措置。</p>	□ □ □

《第4節 子どもの精神保健》

① 発達障害

1	精神遅滞（精神発達遅滞）は、全般的な知的機能が同じ年齢の子どもに比較して低く、同時に適応行動における障害を伴う状態で、それが発達期にあらわれるものをいう。わが国の法制度上は、「（ A ）」として福祉サービスの対象になっている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	精神発達には個人差があり、ある時点で精神遅滞（精神発達遅滞）であると判定されても、後で正常範囲内の知能になることもある。このような現象を、「（ A ）」とよぶ。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	自閉スペクトラム症（ASD）とは、自閉症とその類似の障害の総称であり、主要3症状は、①（ A ）の遅れ、②言葉の遅れ、③こだわりや（ B ）である。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	注意欠如・多動症（ADHD）とは、知能の障害はないか、あっても軽度であるにもかかわらず、子どもの全体的な精神発達に不釣り合いな程度に（ A ）が散りやすく（ B ）である状態をいう。有病率は、学童期で数%と考えられている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	注意欠如・多動症（ADHD）と診断されるためには、「（ A ）」と「多動・（ B ）性」が同程度の年齢の発達水準に比べてより頻繁に強く認められること、「（ A ）」と「多動・（ B ）性」の症状が、2つ以上の状況（例：家庭と学校）で存在することが必要とされる。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	注意欠如・多動症（ADHD）は、幼児期にもみられるが、小学校で明らかになることが多く、（ A ）子の方が多くみられる。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

② 言葉の障害

1	吃音 <sup>きつおん</sup> は、話す際に同じ音や単語の一部などを（ A ）したり、音を延ばしたり、会話が途中で中断したりする状態をいい、顔面や他の身体部分の（ B ）を伴うこともある。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	吃音は、（ A ）歳くらいの中に症状が出現し、軽症のものは治療をしなくても自然に治る場合が多い。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	選択性緘黙 <sup>かんもく</sup> とは、言語能力は獲得されているが、生活のある特定の場面（学校、保育所等）で話せなくなる状態をいう。多くは（ A ）歳くらいの中にあらわれ、固定化しやすく、数年以上持続する。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

5	<p>児童福祉施設（障害児入所施設および児童発達支援センターを除く。）においては、非常災害に対する避難および消火に対する訓練を、少なくとも（ A ）回には行わなければならない（設備運営基準6条2項）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
6	<p>障害児入所施設および児童発達支援センターは、非常災害に備えるため、避難および消火に対する訓練にあつては（ A ）回、（ B ）その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない（設備運営基準6条の2第2項）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
7	<p><b>保育所保育指針 第3章 3 環境及び衛生管理並びに安全管理</b>  <b>(2) 事故防止及び安全対策【抜粋】</b></p> <p>ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全（ A ）に努め、安全対策のために全職員の（ B ）や体制作りを図るととともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>イ 事故防止の取組を行う際には、特に、（ C ）中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の（ D ）の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
8	<p>プール活動・水遊びを行う場合は、（ A ）体制の空白が生じないように専ら（ A ）を行う者とプール（ B ）等を行う者を分けて配置し、また、その（ C ）を明確にする（ダイジェスト版 p67）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
9	<p>職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について（ A ）する。また、食事の前には、（ B ）から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を（ A ）する（ダイジェスト版 p68）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
10	<p>事故の発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の（ A ）化、苦情（意見・要望）解決への取組み、（ B ）が不可欠であることに留意する（ダイジェスト版 p71）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>